

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案の概要

平成18年10月

外務省

1. 新JICAがJBICより円借款業務を承継する。
2. 新JICAが外務省より無償資金協力（機動的な実施等外交政策の遂行上の必要に基づき外務省が引き続き自ら実施するものを除く）の実施を承継する。
3. 新JICA全体の主務大臣は外務大臣。ただし、円借款の財務・会計事項は外務大臣と財務大臣の共管。
4. 施行日は「別に法律で定める日」とする。（新政策金融機関の発足日を想定。）

I. 法案の骨子

1. 円借款業務の承継

- (1) JBICより円借款業務を承継する。
- (2) 円借款業務と他の業務（技協、無償等）の勘定を区分する。
円借款に係る予算等については、現行JBIC法と同様の制度を維持する。（収入支出予算の国会議決制度、資金調達、金融庁検査等）

2. 無償資金協力の一部の実施

外務省より、無償資金協力（機動的な実施等外交政策の遂行上の必要に基づき外務省が引き続き自ら実施するものを除く）の実施を承継する。

3. 主務大臣等

- (1) JICA全体の主務大臣は外務大臣とする。ただし、円借款の財務・会計事項は外務大臣及び財務大臣の共管とする。
- (2) 独立行政法人として適切な範囲内で、関係府省の適正な関与を維持する。

4. 施行日

「別に法律で定める日」とする。（新政策金融機関の発足日（平成20年10月を予定）を想定。）

II. 法案提出の必要性、緊急性

1. ODA改革の一体的・効果的な実施

○本年2月、官邸の「海外経済協力に関する検討会」及び自民党の「海外経済協力に関するワーキング・チーム」より、①官邸への「司令塔」の設置、②外務省の企画立案体制の改革、③円借款及び無償資金協力の一部をJICAが一元的に担うこと等を内容とするODA改革に関する提言がなされた。

○このうち①及び②は本年4月に実施されたところ、ODA改革を一体的・効果的に行うためには、③についても速やかに法整備を行う必要がある。

2. 新援助機関発足に向けた十分な準備期間の確保

○法的な枠組みを早期に確定することにより、新JICAを発足させるために必要な体制整備、人材育成等を行う準備期間を十分に確保する必要がある。